

タイ国籍法の国籍喪失規定を通してみる「外国人子孫」と「外国籍からの国籍変更者」の取り扱いについて

A Study on the Management of Descendants of Aliens and Naturalized Citizens from the Perspective of the Loss-of-nationality Provision of Thai Nationality Act

尾 田 裕加里

Yukari ODA

(日本女子大学大学院人間社会研究科 現代社会論専攻博士課程後期)

要 約

本研究の目的は、タイ国籍法の、「外国人子孫」と「外国籍からの国籍変更者」を対象とする国籍取消規定を取り上げ、彼等が国民として如何に取り扱われてきたのかを明らかにする事である。官報掲載データを分析したところ、タイ国内での出生のみによって国籍取得した「外国人子孫」に取消規定が適用されたのは1回のみであった。そのため、彼等は、父又は母の血統によって国籍取得した「血統主義による国籍者」と同等に扱われてきた事が明らかになった。そして、そのような同等の扱いには国民統合を促進するという社会的意味があった。一方、「外国籍からの国籍変更者」は同等に扱われたとは言い難かった。また、以前は、「外国人子孫」が成人後に親の国籍国に継続的5年以上滞在した事で国籍取消となったが、2009年以降は如何なる国籍取消も行われていない。

[Abstract]

Focusing on the provision especially for the revocation of nationality, in Thai Nationality Act designated for descendants of aliens and naturalized citizens, this study clarified how such people have been treated as Thai citizens. The analysis of data published in official gazettes shows that there was only one case where the provision for the revocation of nationality was actually applied, and those descendants of aliens who acquired Thai nationality only via their birth in Thailand had been treated equally to those citizens who had a Thai father or mother. It was to promote national integration in Thailand. However, this was hardly the case for naturalized citizens. Although there have been cases where the nationality of descendants of aliens was revoked due to their residing in their parents' home countries for more than five years continuously after becoming adults, no such revocation of nationality has been carried out since 2009.

1. 序論

(1) 問題設定と研究目的

現在有効なタイ国籍法の国籍喪失規定¹⁾は、重国籍²⁾に関するものと、「タイの国家安全保障」³⁾に関するものに大別される。まず、1910年代の初の国籍法制定時に、外国人⁴⁾と婚姻するタイ人⁵⁾女性などを対象にした国籍離脱規定が設けられた。その後、1950年代に前法を廃止して新たに制定された国籍法において、例えば、タイ国内で中国人父母のもとに生まれた子供のような「外国人子孫」⁶⁾及び帰化した華僑⁷⁾のようなタイ国籍への変更者(「外国籍からの国籍変更者」)⁸⁾を

対象にした国籍取消規定が導入された。これは、中華人民共和国成立や朝鮮戦争勃発などの当時の時代背景、及びタイには華僑とその子孫達が多数暮らしていて、彼等が共産主義運動に関わっているケースが多々あった事に関連する⁹⁾。そして、それらの諸規定は、1960年代に前法を廃止して新たに制定された国籍法にも継承された。

その後1970年代に非永住外国人¹⁰⁾の子供達が一斉に国籍取消とされたが、これについては1990年代以降、法改正や問題解決のための政策が進められてきた。しかし、それ以前の時期に導入された、「外国人子孫」と「外国籍からの国籍変更者」を対象にした上記の国籍取消規定は現存し、彼等を「血統主義による国籍者」¹¹⁾とは異なるものと意味付けしている。

以上のような問題設定の下で行う本研究の目的は、タイ国籍法の、「外国人子孫」と「外国籍からの国籍変更者」を対象にした国籍取消規定の適用実態の分析を通して、彼等がタイ国民として如何に取り扱われてきたのかを明らかにする事である。

(2) タイの国籍取消規定の適用実態を取り上げる理由、先行研究、及び本研究の新規性と意義

1) タイの国籍取消規定の適用実態を取り上げる理由

本研究でタイの国籍取消規定の適用実態を取り上げる理由は、それによって、「外国人子孫」と「外国籍からの国籍変更者」が国民という枠から排除されたケースを把握できる事にある。国民形成期のタイでは華僑とその子孫達を対象に、たとえ彼等が中国との重国籍者になろうとも、タイ国籍を取得させてタイの義務教育を受けさせ、彼等をタイ人化する政策がとられた(村嶋 1996:192-193)。そして、それを反映した1913年制定のタイ国初の国籍法(1913年国籍法)には、重国籍が国家安全の脅威になり得るなどの思想はみられなかった。しかし、1950年代以降は「外国人子孫」と「外国籍からの国籍変更者」を対象にした国籍取消規定が導入され、彼等に対する警戒的かつ排他的な思想がみられるようになった。そのため、彼等は、国籍取消規定が設けられていない「血統主義による国籍者」と同等な国民として扱われずにきたのではないか、という疑問が生じる。そして、その疑問を明らかにするために、本研究では1950年代以降現在までの国籍取消規定の適用実態を分析する。

2) 先行研究、及び本研究の新規性と意義

先行研究としては、タイ国籍が華僑とその子孫達を国民統合するための手段として用いられた時代を論じた村嶋の研究があげられる(村嶋 1996)。村嶋は、当該研究において当時の言語政策や教育政策、政策立案者の発言などを引き合いに出しながら、1932年の立憲革命を経た1940年代までのタイの国家戦略を論じている。また、他の著作において、特にプレーク・ピブンスンクラム(Plek Phibunsongkhram)首相が彼等のタイ人化を進めた事(村嶋 2002a: 38-41, 45-46)、共産主義との関わりから、実は彼等がタイにおいて警戒されてきた事(村嶋 2002c: 259-282)、しかし、その後1960年代末までに彼等がタイ社会で“よそ者”扱いされなくなった事も論じている(村嶋 2002a: 38-41)。そして、それらの研究を通して、村嶋は、「血統はタイ人である事の要件には含まれていない」と主張している(村嶋 2002a: 45)。これは、上述の、「外国人子孫」と「外国籍からの国籍変更者」は「血統主義による国籍者」と同等な国民として扱われなかったのではないか、という筆者の疑問を否定するものである。また、上記の村嶋の研究に関連しながら、1950年か

ら1952年までの間にタイで行われた平和運動について論じた研究もある(高橋 2014)。この高橋の研究は、共産主義者や反政府活動家、華字新聞発行者など数百人が一斉逮捕された1952年11月10日の「平和反乱」事件に至るまでを論じたものであり、当該事件で有罪判決を受けた者の中に「外国人子孫」がいた事にも言及している(高橋 2014: 255)。但し、高橋の研究は、「外国人子孫」と「外国籍からの国籍変更者」がタイにおいて如何に取り扱われてきたのかを論じたものではない。

また、「外国人子孫」と「外国籍からの国籍変更者」が重国籍になる可能性を有する点に着目すると、タイの重国籍に関する研究も検討されるべきものとなる。先行研究としては、重国籍の発生過程と社会的障害になり得る事項を分析し、「タイ政府は重国籍者を問題視しているようである」と論じたPatarinの研究があげられる(Patarin 2009)¹²⁾。そして、そのPatarinの研究は、「重国籍は国家安全保障上の潜在的脅威とする思想が冷戦期に強化され、冷戦は終了して既にグローバル化時代であるにも拘わらず、国籍は国への忠誠に関わるとする伝統的思想が続いている」と論じたDahlinとHironakaの研究(Dahlin and Hironaka 2008: 55)、及びSpiroの研究(Spiro 1997: 4-14)に依拠している¹³⁾。それ故、筆者は、Patarinの研究のみならず、Patarinが依拠するDahlinとHironaka、及びSpiroの研究知見にも鑑みながら本研究を論じる。

タイにおいて、様々なエスニック・グループの人々を国民統合する手段として国籍が用いられた事は既に論じられている(村嶋 1996)。また、非永住外国人の子供達の国籍問題とその解決のための政策についても論じられている(尾田2016)。しかし、1950年代より存在し続けてきた、「外国人子孫」と「外国籍からの国籍変更者」を対象にした国籍取消規定の適用実態は明らかにされていない。そのため、その適用実態を明らかにすると共に、その結果を通して、「外国人子孫」と「外国籍からの国籍変更者」がタイにおいて如何に取り扱われてきたのか、そのような規定が発展してきた社会的意味は何なのかを論じる事が、本研究の新規性と意義である。

(3) 研究手法

本研究の手法は、先行研究と歴代タイ国籍法及び国籍喪失者データを分析して考察するものである。それは、国籍喪失が官報掲載によって効力を生ずる事による。国籍喪失者データには、タイ国内閣官房官報検索サイトより「国籍(Sanchat)」をキーワードとして抽出された、1952年1月1日から2016年6月20日までの間の4,619件のデータを用いた¹⁴⁾。

(4) 本稿の構成

以下では、2. タイ国籍法の変遷とその背景、3. 国籍取消規定の変遷とその適用実態、(1)「外国人子孫」を対象にした規定、(2)「外国籍からの国籍変更者」を対象にした規定、(3)非永住外国人の子供達を対象にした規定、4. 国籍取消事由に着目しての考察、(1)「タイの国家安全保障」に関わる事由による国籍取消、(2)親の国籍国との結びつきに関わる事由による国籍取消、5. 2000年以降の傾向に関する仮説を論じる。6. 結論では、研究目的に対する纏めを行う。

2. タイ国籍法の変遷とその背景

本節では、本研究の前提として、まず、タイ国籍法の変遷とその背景を論じる。タイ国籍法は

表1：タイ国籍法の生来的国籍者の変遷

| 国籍法 | “生来的なタイ国籍者” | | |
|------------------------------------|--|---|------------------------|
| 1913年国籍法 | (1) | 父がタイ人で、タイ国内外で出生した者 | |
| | (2) | 母がタイ人で父が不明の者 | |
| | (3) | タイ（シヤム）国内で出生した者 | |
| 1952年国籍法 | (1) | 父がタイ人で、タイ国内外で出生した者 | |
| | (2) | タイ国内外でタイ人の母から出生し、その母と婚姻登録している父が不明の者又は父が無国籍者の者 | |
| | (3) | タイ国内で出生した者 | |
| 1953年国籍法 | (1) | 父がタイ人で、タイ国内外で出生した者 | |
| | (2) | タイ国外でタイ人の母から出生し、その母と婚姻登録している父が不明の者又は父が無国籍者の者 | |
| | (3) | タイ国内で出生した者で、母がタイ人の者 | |
| 1956年国籍法 | (1) | 父がタイ人で、タイ国内外で出生した者 | |
| | (2) | タイ国外でタイ人の母から出生し、その母と婚姻登録している父が不明の者又は父が無国籍者の者 | |
| | (3) | タイ国内で出生した者 | |
| 1960年国籍法 | 1956年国籍法より変更なし | | |
| 1965年国籍法 | (1) | 父がタイ人で、タイ国内外で出生した者 | |
| | (2) | タイ国外でタイ人の母から出生し、その母と婚姻登録している父が不明の者又は父が無国籍者の者 | |
| | (3) | タイ国内で出生した者 | |
| 1972年革命団布告337号 | “生来的なタイ国籍者”は1965年国籍法と同じ | | |
| | [1] 個別の入国・滞在を認められた者， [2] 一時的な入国・滞在を認められた者， [3] 入国管理法上の非合法入国者 父母が共に上記何れかの該当者は国籍取消、以降も国籍取得不可能 | | |
| 1992年国籍法2号 | (1) | 父又は母がタイ人で、タイ国内外で出生した者 | |
| | (2) | タイ国内で出生した者で、7条2に該当しない者 | |
| | 7条2 (注1) | (第1段落の記載) 父母が共に外国人で、同父母が下記の何れかの該当者であれば国籍取得しない | |
| | | (1) | 特殊な状況下で個別に入国・滞在を認められた者 |
| | | (2) | 一時的な入国・滞在を認められた者 |
| (3) | 入国管理法上の非合法入国者 | | |
| (第2段落の記載) 上記いずれかの該当者は国籍付与される可能性が有る | | | |
| 1992年国籍法3号 | 1992年国籍法2号より変更なし | | |
| 2008年国籍法 | 1992年国籍法2号に、下記の2008年国籍法23条が加えられた 注1) | | |
| | (1) | 革命団布告337号によって国籍取消や国籍取得不可能とされた者 | |
| | (2) | 1992年改正国籍法7条2第1段落該当者とその子供 (共通で要される事項) 住民登録、素行善良、社会貢献 | |
| 2012年国籍法 | 1992年国籍法2号の者、及び2008年国籍法第23条の者 | | |

注1) 事後的な国籍付与であるが、生来的な国籍者と同じ権利を認められている。
出所) タイ国籍法をもとに筆者が作成。

特に、〈表1：タイ国籍法の生来的国籍者の変遷〉に表される“生来的なタイ国籍者”¹⁵⁾を定める規定に時代背景が反映されている；

(1) 1913年国籍法

20世紀初頭のタイ(シャム)¹⁶⁾には様々なエスニック・グループの人々が暮らしていた(村嶋 1996: 187-190)。また、当時はイギリスやフランスなどが同地への進出を狙い、希望者に保護民の地位を与えていた¹⁷⁾。そして、ラマ6世王時代にそれへの対策として、まず1911年に“チャート”¹⁸⁾の変更法が定められ、その後1913年に初の国籍法が定められた。それ以前のタイには、“タイの人”である事は血統で受け継がれるとする慣習法があるのみであり(Phunthip 2006: 40)、この近代的な国籍法の制定によって、誰がタイ人であるのかが明確にされた。

1913年の国籍法制定は、1909年に中国で父系の血統主義¹⁹⁾を採用する国籍法が公布された事や、経済的勢力が強かった華僑とその子孫達をタイ人化させる必要があった事に関連する。そのため、同法には、血統主義に併せて出生地主義²⁰⁾による“生来的なタイ国籍者”が規定され、その結果、華僑子孫には中国との重国籍になる可能性が生じた。しかし、それでも彼等にタイ国籍を取得させる政策がとられた。また、同様の政策が他のエスニック・グループの人々にも適用され、タイの国民形成は進められた。しかし、その一方で、タイにも共産主義の脅威が生じるようになり、1933年から1946年までの間は反共法が定められていた。

(2) 1952年国籍法

タイで共産主義運動が始まった当初より、その主体は華僑とその子孫達であった。そのため、華僑とその子孫達は、実はタイ政府から警戒されてもいた。そして、1946年の反共法廃止後にタイで共産主義運動が活発化した事や中華人民共和国成立などの影響で彼等に対する規制が強化された。狙いは彼等の封じ込めであったが、言語政策に関しては彼等のタイ人化が目的であった。そして、特に中国語学校への規制強化を通してタイ語教育が促進された(村嶋 1989: 134-135)。

そのような状況下で、1952年1月に前法(1913年国籍法)を廃止して新たな国籍法が制定された。この1952年国籍法では、“生来的なタイ国籍者”については前法と同様に、血統主義に併せて出生地主義によるものが認められた。しかし、その一方で、「外国人子孫」と「外国籍からの国籍変更者」を対象にした国籍取消規定も導入された。

(3) 1953年の国籍法改正2号(1953年国籍法)

その後、タイ国内では1952年11月10日に共産主義者や反政府活動家、華字新聞発行者など数百人規模の逮捕者を出す「平和反乱」事件が発生し(高橋 2014: 116-117)、その3日後に反共法が復活した。そして、翌1953年、1952年国籍法改正2号(1953年国籍法)が公布され、それによって、親の血統によらず、タイ国内で出生した事のみによって生来的に国籍を得る事は認められなくなった。それは、華僑とその子孫達への強い拒絶を示すものであった。

(4) 1956年の国籍法改正3号(1956年国籍法)

しかし、1954年に第一次インドシナ戦争が終了し、周恩来らの平和原則発表や1955年のバン

ドン会議などでアジアの国際関係が一時的に緩和した。タイにおいても華僑とその子孫達への対応が緩められ、1952年国籍法改正3号(1956年国籍法)発布によって、親の血統によらず、タイ国内で出生した事のみによって生来的に国籍を得る事は再び認められるようになった。

(5) 1960年の国籍法改正4号(1960年国籍法)

ところが、北ヴェトナムの南ヴェトナムに対する軍事的活動が活発化した事で、インドシナ半島の緊張が再び高まった。そして、1960年発布の1952年国籍法改正4号(1960年国籍法)によって、タイ人男性と婚姻する外国人女性や、非永住外国人の子供達を対象にした国籍取消規定が加えられた(13条2, 16条2)。

(6) 1965年国籍法

ヴェトナム戦争が始まり、軍事政権が続くタイもアメリカとの協力関係によって更に緊張が高まった。そして、国籍法は、上記のように1952年から1960年までの間に発布された諸法は廃止され、それらを纏めたものとして、現在有効な1965年国籍法が制定された。同法では、“生来的なタイ国籍者”については従前同様に、血統主義に併せて出生地主義によるものが認められた。また、国籍離脱や国籍取消に関する規定は従前のものが全て継承され、それに加えて、外国人登録証取得によるタイ国籍喪失(21条)や、外国籍への変更によるタイ国籍喪失(22条)が、“法律効果による国籍喪失”として定められた。両規定からは、重国籍は禁止ではないが好ましいものでもないとする為政者側の考え方が理解される²¹⁾。

(7) 1972年革命団布告337号

タイ人化政策の結果、華僑とその子孫達がタイ社会で“よそ者”扱いされる事は、1960年代末までになくなった(村嶋 2002a: 38-41)。しかし、それに替って、当時のタイではヴェトナム戦争の影響で避難民などに対する排他的ナショナリズムが非常に強まり、1972年に革命団布告337号が発布された。これによって非永住外国人の子供達は既取得のタイ国籍を取り消され、以降出生の条件該当者もタイ国籍取得が不可能となり、国民という枠から完全に排除された。ところが、例えばヴェトナム難民²²⁾の子供達は、全員をヴェトナムへ帰還させる事が決定されていてタイ人化政策の対象ではなかったにも拘わらず、「タイの国家安全保障」のためにヴェトナム語学習を禁止された事で逆にタイ語取得とタイへの同化が進んだ(Khachatphai 1978:28)²³⁾。

(8) 1965年国籍法改正2号(1992年国籍法2号) / 1965年国籍法改正3号(1992年国籍法3号)

その後、1992年の1965年国籍法改正2号(1992年国籍法2号)発布によって、上記の革命団布告337号は廃止された。同法は1988年のチャートチャーイ・チュンハワン(Chatchai Chunhawan)首相による「インドシナを戦場から市場へ」の政策に由来し、先述のヴェトナム難民の子供達のような、国籍取得不可能とされて無国籍状態²⁴⁾におかれてきた非永住外国人の子供達であっても、事後的に国籍付与される可能性があるとして規定した(7条2)。但し、そのように国籍付与された者を対象にした国籍取消規定も、既にあった条項の改変という形で導入された(18条)。また、そ

の約1ヶ月半後には1965年国籍法改正3号(1992年国籍法3号)の発布もあった。

(9) 1965年国籍法改正4号(2008年国籍法)/1965年国籍法改正5号(2012年国籍法)

2000年以降は非永住外国人の子供達を含むタイ国籍未取得者全般の国籍問題解決のために²⁵⁾、1992年国籍法2号7条2による国籍付与の適用要件緩和が進められた。しかし、それでも国籍付与が進まない人々が多数存在したため、その救済として2008年に1965年国籍法改正4号(2008年国籍法)が発布された(尾田 2016: 50-55)。同法は人権思想が国籍に結びついたものとされ(Patarin 2009: 47)、そのような国籍未取得者の問題解決のために有用である(尾田 2016: 50-55)。また、2012年にはタイ血統者子孫に関する1965年国籍法改正5号(2012年国籍法)が発布された。

そして、現在はタイ語が行きわたると共に共産主義の脅威もなくなり、以前のように中国語やヴェトナム語の学習が規制される事はなくなった。また、地域の官公庁主催行事などで、少数民族が独自文化を表現する機会が増え、文化的同化政策は元来の多民族を反映した多民族的なものへと変容してきている。

以上のように、近年は非永住外国人の子供達などの国籍問題解決が進められてきている。しかし、1950年代に導入された、「外国人子孫」と「外国籍からの国籍変更者」を対象にした国籍取消規定は廃止される事無く、現在も存在し続けている。

3. 国籍取消規定の変遷とその適用実態

本節では、<表2：国籍離脱・取消・喪失に関する条文の変遷と連続性>と<表3：国籍離脱・取消・喪失の件数一覧>を参照しながら、「外国人子孫」と「外国籍からの国籍変更者」を対象にした国籍取消規定の変遷とその適用実態を論じる。先述のとおり、彼等はそれらの規定によって「血統主義による国籍者」とは異なるものと意味付けされているが、その適用実態が如何なるものであったのかは、官報データを分析する事で明らかになる。

(1) 「外国人子孫」を対象にした規定

1) 規定の変遷

<表2：国籍離脱・取消・喪失に関する条文の変遷と連続性>のとおり、1952年国籍法では「外国人子孫」を対象に、下記の場合に検察請求を受けた裁判所命令によってタイ国籍を取り消されると規定された(16条)²⁶⁾：

- (i) 成人後、父の国籍国又は父の以前の国籍国に連続的に10年以上滞在した場合
- (ii) 父の国の国籍をなお有している証拠が見つかった場合
- (iii) 国への危険な行為、国民利益又はタイの国家権力に背く行為があった場合
- (iv) 公衆や共同体の幸福と発展の害となる行為があった場合

上記(i)は父の国籍国との結びつきの強さに関するものであり、(ii)は重国籍者の発生防止、

表2：国籍離脱・取消・喪失に関する条文の変遷と連続性

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|---|-------------------------------------|---------------------------------------|---------------------|--|--|-------------------------------|---------------------------------------|---|---|-------------------------------------|--|--|--|--|-------------------------------|--|
| 1913年 国籍法 | 離脱(4条): タイ人女性の外国人との婚姻 | 離脱(5条): 離脱許可取得者/ 父の国籍取得等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1952年 国籍法 | 離脱 (13条): | 離脱 (14条): | 離脱 (15条): | 取消 (16条): | 取消 (18条): | 取消 (19条): | | | 喪失 (17条): | | | | | | | | | |
| 1953年 国籍法 | 外国人男性 と婚姻する タイ人女性 | 父の国籍 取得等 /20歳から 1年以内 | 重国籍者 | タイ生まれ で父が 外国人の者 | 帰化者 | 帰化者の 妻子 | | | 外国籍への 変更 | 喪失 (16条2): 外国人登録 証取得 | | | | | | | | |
| 1956年 国籍法 | | | | | | | | | | 上記の 取消 | | | | | | | | |
| 1960年 国籍法 | | | | | | | 取消 (13条2): タイ人男性 との 婚姻女性 | 取消 (16条2): 非永住 外国人の子 | | | | | | | | | | |
| 1965年 国籍法 | 離脱 (13条): 外国人男性 と婚姻する タイ人女性 | 離脱 (14条): 父の国籍取 得等 /20歳から 1年以内 | 離脱 (15条): 14条の 時期喪失者 など | 取消 (17条): タイ生まれ で父が 外国人の者 | 取消 (19条): 帰化者 | 取消 (19条): 第12条に 基づいて 国籍取得 した帰化者 の子 | 取消 (16条): タイ人男性 との婚姻外 国人女性 | 取消 (18条): 非永住 外国人の子 | 喪失 (22条): 外国籍への 変更 (法律効果) | 喪失 (21条): 外国人登録 証取得(法 律効果) | | | | | | | | |
| 1972年 革命団布 告337号 | | | | | | | | | | | | 非永住 外国人の子 | | | | | | |
| 1992年 国籍法 (2号) | | | | | | | | | | 離脱 (14条): 父の国籍 取得等 /20歳から 1年以内 | | 離脱 (15条): 14条の 時期喪失者 など | | 取消 (18条): 7条2で 国籍付与 された者 | | | | |
| 1992年 国籍法 (3号) | | | | | | | | | | 離脱 (14条): 父の国籍取 得等 | | | | | | | | |
| 2008年 国籍法 | | | | | | | | | | 離脱 (13条): 外国人と 婚姻する タイ人 | 離脱 (14条): 親の国籍 取得等 /20歳から 1年以内 | | | 取消 (17条): タイ生まれ で父又は 母が外国人 | | | 取消 (16条): 取消決定は 大臣裁量 | 喪失 (21条): 外国人登録 証取得(法 律効果) |
| 2012年 国籍法 | 国籍喪失規定に改変無し | | | | | | | | | | | | | | | | | |

出所) タイ国籍法をもとに筆者が作成。

(iii)は「タイの国家安全保障」、(iv)は公序良俗に関わるものである。上記(i)と(ii)は、例えば華僑子孫が父の国籍国である中国との結びつきが強く、中国に忠誠を誓うのではないかとの疑念を持たれるなど、中国との重国籍者である事を警戒するものであり、上記(iii)と同様に「タイの国家安全保障」目的が底流する。

そして、その後1965年国籍法では「外国人子孫」を対象に、上記の1952年国籍法16条と概ね同様の取消規定が導入された(17条)；

- (i) 成人後、父の国籍国又は父の以前の国籍国に連続的に5年以上滞在した場合
- (ii) 父の国籍又は外国籍を利用した場合、又は積極的な利害関係を持った場合
- (iii) 治安維持に反する行為、国益に反する行為、国家と国民への侮辱行為があった場合
- (iv) 公序良俗に反する行為があった場合²⁷⁾

上記(i)は、1952年国籍法では10年以上の滞在であったものが、1965年国籍法では5年以上の滞在に改変された。期間が短縮された事からは、親の国籍国などとの結びつきに関して厳しさを増した事が理解される。しかし、上記(ii)からは、父の国籍国の国籍を生来的に有している事自体は問題ない事が理解される。また、上記(iii)と(iv)は、従前同様に裁判所が国籍取消を命じるが、上記(i)と(ii)は、委員会審議を経て内務大臣が国籍取消を命じるものとなった。

2) 規定の適用実態

<表3：国籍離脱・取消・喪失の件数一覧>のとおり、「外国人子孫」で国籍取消となった者は計57名であり、そのうちの1名のみが「タイの国家安全保障」に関わる事由でタイ国籍を取消された²⁸⁾。そして、他の56名は成人以降に親の国籍国に連続的5年以上滞在した事などが取消事由であるが、その中でも特に2000年から2005年までの間だけで計45名が国籍取消となっている。

(2) 「外国籍からの国籍変更者」を対象にした規定

1) 規定の変遷

1952年国籍法には「外国籍からの国籍変更者」を対象にした取消規定も導入された(18条、19条)。そして、その中でも、帰化者に関する規定はその家族に関する規定と共にその後の1965年国籍法にも継承された²⁹⁾。具体的には、以下の場合に国籍取消になると規定された(19条)；

- (i) 虚偽又は真実隠蔽による国籍取得が明らかになった場合
- (ii) 従前国籍をなお有している証拠が見つかった場合
- (iii) 国への危険な行為、国益に反する行為、国家と国民への侮辱行為があった場合
- (iv) 公序良俗に反する行為があった場合
- (v) 外国に居住して7年以上³⁰⁾タイでの居所が無い場合
- (vi) タイと交戦状態にある国の国籍を有している場合

表3：国籍離脱・取消・喪失の件数一覧

| 1913年国籍法 | 離脱： 4条 (外婚) | 離脱： 5条 | | | | | | | | | |
|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|---------------------|-------------------|---------------------------------|-------------------------------|----------------------|--|
| 1913～1951 | 12 | | | | | | | | | | |
| 1952年国籍法 | 離脱： 13条 (外婚) | 離脱： 14条 (出) | 離脱： 15条 (出他) | 取消： 16条 (出) | 取消： 18条 (帰) | 取消： 19条 (帰妻子) | | | 喪失： 17条 (外籍) | | |
| 1952 | | | | | 1 | | | | | | |
| 1953年国籍法 | 同上 | | 同上 | | | | | | | | |
| 1953 | | | | | 7 | | | | 喪失： 16条2 (外国人登 録証取得) | | |
| 1954 | | | | | 1 | | | | | | |
| 1955 | | | | | | | | | | | |
| 1956 | | | | | | | | | | | |
| 1956年国籍法 | 同上 | | 同上 | | | | | | | | |
| 1957 | | | 1 | | | | | | | 上記16条2 の 規定を取消 | |
| 1958 | | | | | | | | | | | |
| 1959 | | | | | 1 | | | | | | |
| 1960年国籍法 | 同上 | | 同上 | | | | 取消： 13条2(婚) | 取消： 16条2(非) | | | |
| 1960 | | 1 | | | 1 | | | | | | |
| 1961 | | | | | | | | | | | |
| 1962 | | 2 | | | | | | | | | |
| 1963 | | | 1 | | | | | | | | |
| 1964 | | 1 | | | | | | | | | |
| 1965年国籍法 | 離脱： 13条 (外婚) | 離脱： 14条 (出) | 離脱： 15条 (出他) | 取消： 17条 (出) | 取消： 19条 (帰) | 帰化者の子 | 取消： 16条 (婚) | 取消： 18条 (非) | 喪失：22条 (外籍) | 喪失：21条 (外登) | |
| 1965 | 1 | | | | | | | | | | |
| 1966 | 1 | | 1 | | | | | | | 9 | |
| 1967 | | | 2 | | | | | | | | |
| 1968 | | | 1 | | 1 | | | | | 168 | |
| 1969 | | 1 | | | | | | | 1 | 301 | |
| 1970 | 1 | | | | 1 | | | | 1 | 1 | |
| 1971 | | | 1 | | | | | | | | |
| 1972 | | 1 | | | | | | | 5 | 3 | |
| 1972年革命団 布告337号 | 同上 | | 同上 | | | | | | 同上 | | |
| 1973 | | | | 1 | | | | | 2 | | |
| 1974 | | | | | 1 | | | | 1 | | |
| 1975 | 2 | | 2 | | | | | | 2 | | |
| 1976 | 3 | 1 | 3 | | | | | | 3 | | |
| 1977 | 1 | | | 2 | | | | | 53 | | |
| 1978 | 5 | 1 | 1 | 2 | | | | | 39 | | |
| 1979 | 1 | | | | | | | | 20 | | |
| 1980 | 7 | | | | | | | | 31 | | |
| 1981 | | | | | | | | 1972年 革命団 布告337号 による取消 | 17 | | |
| 1982 | 1 | | 1 | | | | | | 117 | | |
| 1983 | 2 | 1 | 2 | | | | | | 62 | | |
| 1984 | | | | 1 | | | | | 1 | | |
| 1985 | 30 | | | | | | | | 26 | | |
| 1986 | 14 | | | | | | | | 8 | | |
| 1987 | 40 | 2 | | | | | | | 4 | | |
| 1988 | | | | | | | | | | | |
| 1989 | | | | | | | | | 15 | | |
| 1990 | 30 | | 2 | | | | | | 37 | 1 | |
| 1991 | 30 | | | 5 | | | | 105 | | | |

タイ国籍法の国籍喪失規定を通してみる「外国人子孫」と「外国籍からの国籍変更者」の取り扱いについて

| 1992年国籍法 (2・3号) | 離脱: 13条 (婚) | 離脱: 14条 (出) | 離脱: 15条 (出他) | 取消: 17条 (出) | 取消: 19条 (帰) | 帰化者の子 | 取消: 16条 (婚) | 取消: 18条 (非) | 喪失: 22条 (外籍) | 喪失: 21条 (外登) |
|--------------------|------------------------------------|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 1992 | 76 | 1 | 9 | | | | | | 10 | |
| 1993 | 10 | | 5 | | | | | | 1 | |
| 1994 | 41 | | 4 | | | | | | 7 | |
| 1995 | 14 | | 2 | | 2 | | | | 2 | |
| 1996 | 36 | | 2 | | | | | | 2 | |
| 1997 | 80 | | 4 | | | | 1 | | 6 | |
| 1998 | 66 | | 2 | | | | | | 9 | |
| 1999 | 1 | | | | | | | | 1 | |
| 2000 | 216 | | 2 | 15 | | | | | | |
| 2001 | | | | 2 | | | | | 3 | |
| 2002 | 342 | | 7 | 3 | 1 | | | 2 | 70 | |
| 2003 | 46 | | 6 | 12 | | | | | 1 | |
| 2004 | 12 | | 3 | 10 | | | | 1 | | |
| 2005 | 93 | | 2 | 3 | 2 | | | 3 | 10 | |
| 2006 | 237 | | 15 | | | | | | 31 | |
| 2007 | 289 | | 38 | | | | | | 97 | |
| 2008年国籍法 | 該当する条項が、男性のみから男女へ、父系から父母両系へと、変更された | | | | | | | | | |
| 2008 | 64 | | 22 | 1 | | | | | 13 | |
| 2009 | 260 | | 14 | | | | | | 3 | |
| 2010 | 167 | | 1 | | | | | | | |
| 2011 | 59 | 3 | 37 | | | | | | 2 | |
| 2012年国籍法 | 国籍喪失規定に改変無し | | | | | | | | | |
| 2012 | 75 | | | | | | | | | |
| 2013 | 65 | 1 | 67 | | | | | | | |
| 2014 | | | 1 | | | | | | | |
| 2015 | 686 | 4 | | | | | | | | |
| 2016 | 67 | 20 | 492 | | | | | | | |

注1) (外婚)は外国人との婚姻者、(出)は21歳未満の「出生地主義による国籍者」、(出他)は21歳以上の「出生地主義による国籍者」など、(帰)は帰化者、(帰妻子)は帰化者の妻子、(婚)はタイ人との婚姻者、(非)は非永住外国人の子供、(外籍)は外国籍への変更者、(外登)は外国人登録証取得者

出所)タイ国内閣官房のインターネットサイトより抽出した官報のデータを基に筆者が作成

一方、「外国籍からの国籍変更者」の中でも、タイ人男性との婚姻によってタイ国籍を取得した女性に関する規定は、1960年国籍法によって導入された(1952年国籍法13条2)。具体的には、婚姻時に重大な虚偽や真実隠蔽があった場合、国への危険な行為、国益に反する行為、国家と国民への侮辱行為、公序良俗に反する行為があった場合にタイ国籍を取り消すと規定され、それらは1965年国籍法に継承された(16条)。

2) 規定の適用実態

「外国籍からの国籍変更者」でタイ国籍取消とされた者は計20名であり、その中の17名は「タイの国家安全保障」に関わる事由による国籍取消であった。また、更にその中の16名は、官報に記載される名前から、帰化した華僑と推定される者達であった³¹⁾。一方、「タイの国家安全保障」に関わる事由以外の3名は、虚偽による国籍取得や従前国籍利用による国籍取消であった。

(3) 非永住外国人の子供達を対象にした規定

1) 規定の変遷

「外国人子孫」の中でも特に非永住外国人の子供達を対象にする国籍取消規定が1960年国籍法より導入され、以降、彼等は、「外国人子孫」とは異なるものとして扱われる事になった。具体的には、父が外国人であるか、又は母と婚姻登録のある父が不明で、更に母も外国人である場合、それら父又は母が下記のいずれかに該当する非永住外国人である者は、治安維持又は国益保全に相当である場合に国籍取消される事があると規定された(16条2)；

- (i) 特殊な状況下で個別に入国・滞在を認められた者
- (ii) 一時的な入国・滞在を認められた者
- (iii) 入国管理法上の非合法入国者

当該規定はその後1965年国籍法に継承され(18条)、更に1972年に発布された革命団布告337号によって、父母が共に³²⁾上記(i)から(iii)の何れかに該当する非永住外国人である者は、皆タイ国籍取消となった³³⁾。その目的は「タイの国家安全保障」であった³⁴⁾。

しかし、革命団布告337号はその後1992年国籍法2号によって廃止され、父母が共に上記(i)から(iii)の何れかに該当する者は、事後的な国籍付与によってタイ国籍を取得する可能性があるとして規定された(1992年国籍法7条2)。但し、国籍付与された後に国益保全に相当とみなされる場合には、再び国籍を取り消される事も規定された(18条)。

2) 規定の適用実態

革命団布告337号によってタイ国籍を取消された非永住外国人の子供達、及びその後1992年国籍法2号によって国籍付与された者達の個別の官報掲載はない。しかし、そのように国籍付与された者が再び国籍取消になったケースとして、2002年から2005年までの間に計6名が官報掲載されている。取消事由は麻薬犯罪や非合法賭博関連の犯罪であった³⁵⁾。

4. 国籍取消事由に着目しての考察

前節では国籍取消規定の変遷とその適用実態を論じたが、本節では、そのように国籍取消された者達の取消事由に着目して論じる。それによって、「外国人子孫」と「外国籍からの国籍変更者」が如何なる場合に国民という枠から排除されたのかが明らかになる。

(1) 「タイの国家安全保障」に関わる事由による国籍取消

1952年以降、「タイの国家安全保障」に関わる事由で国籍取消とされた者は計17名であり、その中の16名は帰化者であった。更にその中の9名は、1952年から1954年の間に国籍取消とされているが、それらは、共産主義者や反政府活動家、華字新聞発行者など数百人が一斉逮捕された1952年11月10日の「平和反乱」事件の時期に行われたものである。当該事件はその3日後に反共法が即日可決されるなど、共産主義活動家に関わるものとしてタイ史上に残るものである。それ故、1952年から1954年の間に国籍取消として官報掲載されている帰化者9名は、当該事件の関連で逮捕された者達である事が考えられる。しかし、官報に掲載された氏名などからそれを確認する事は出来なかった。そのため、当該事件で逮捕されたり、その後起訴されて有罪判決を受けたりした者への処分事例(高橋 2014: 118-119, 253-255)を通して考察を行う。

まず、当該事件の処分事例では、タイ国籍を有しない華僑は逮捕後に中国へ強制送還されたと論じられている(高橋 2014: 255)。そのため、1952年から1954年の間にタイ国籍取消とされた9名の帰化者も、その後中国へ強制送還された可能性がある。

次に、それら9名の帰化者以外に関して特に注目される事がある。それは、当該事件の処分事例では少なくとも2名の「外国人子孫」が有罪判決を受けているが(高橋 2014: 255)³⁶⁾、「外国人子孫」の国籍取消を掲載する官報データが1950年代と1960年代には見当たらない事である。それが意味するのは、共産主義活動に関わる歴史的な事件で有罪判決を受けたとしても、「外国人子孫」のタイ国籍取消は行われなかった事である。つまり、1952年に国籍取消規定が導入されたとはいえ、実際には「外国人子孫」の国籍取消は行わないよう取り扱われてきたものと理解される。

ところが、その約20年後の1973年には、「外国人子孫」1名が「タイの国家安全保障」に関わる事由によって国籍取消されている。これについては、まず、国籍取消された者が行った「犯罪」の社会的インパクトが強かった事が考えられる。また、見せしめ的な意味があった事も考えられる。しかし、それぞれの時の為政者の、「外国人子孫」に対する思想の違いによる事も考えられる。具体的には、1952年の「平和反乱」事件当時首相であったブレック・ピブソンクラームは、かつて華僑とその子孫達を国民統合するために、「タイ国籍者を全てタイ人と呼称すべし」³⁷⁾として彼等のタイ国籍取得を進め(村嶋 2002b: 256)、その後1957年には、「平和反乱」事件で有罪判決を受けて服役中であつた者達を恩赦によって釈放した人物である(高橋 2014: 109)。一方、1973年当時首相であつたタノーム・キティカチョン(Thanom Kittikhachon)は、「農村各地に中国人が入り込み、タイ人を支配下に置いている」として1960年代半ば頃まで華僑とその子孫達を外国人扱いし(村嶋1989: 136-137)、1972年には革命団布告337号を發布して非永住外国人の子供達の国籍を一斉取消した人物である。時の為政者の「外国人子孫」に対する思想には、それほどの違いがあつた。

しかし、結局のところは、「外国人子孫」の国籍取消事例は1973年の1名のみであつた。そのた

め、1952年以来、彼等を対象にした国籍取消規定が存在し続けてきているとはいうものの実際にそれが適用される事は殆どなく、同じ国民という枠内に存在する者として、取消規定の設けられていない「血統主義による国籍者」と同等に扱われてきた実態が明らかになった。これは、「血統はタイ人である事の要件には含まれていない」とする村嶋の主張を裏付けるものである(村嶋2002a:45)。そして、そのように「外国人子孫」と「血統主義による国籍者」を同等に扱う事には、両者が国民という枠内で同等である事を周知させ、国民統合を促進するという社会的意味があった。実際、「外国人子孫」が国民という枠から何時排除されるかわからない二級国民として周知される事になっていたならば、国民統合は進まず、社会不安が生じた事も考えられる。そして、それは現在においても同様である。

それでは、そのような実態や社会的意味があるにも拘わらず、なぜ、「外国人子孫」を対象にした国籍取消規定が導入され、存在し続けているのかという当初の疑問に立ち返る事になる。そして、「外国人子孫」には重国籍者になる可能性がある事自体に理由があるのではないかとの考えに至り、「重国籍は国家安全保障上の潜在的脅威とする思想が冷戦期に強化された」と論じる Dahlin と Hironaka、及び Spiro の研究知見(Dahlin and Hironaka 2008: 55, Spiro 1997: 4-14)に鑑みる事で、当時のタイ政府も当該思想の影響を受けてきたものとして理解される。但し、タイでは実際の適用が殆どなかった事から、国籍取消規定の導入は対象者に「タイの国家安全保障」に反する行為を行わせないための予防目的であった事も考えられる。

一方、帰化者の国籍取消が実行されてきた事からは、帰化者については、「外国人子孫」とは異なる扱いがなされてきた事が理解される。村嶋は、「ブレーク・ピブンソンクラム首相は華僑のタイ国籍取得を制度化して彼等をタイ人共同体に迎え入れた」と論じているが(村嶋2002a: 46)、実際には、「タイの国家安全保障」を脅かす者は、国民という枠から排除されていた事が明らかになった。

そして、近年の「タイの国家安全保障」に関わる事由による国籍取消で特に注目されるのは、2002年と2005年に国籍を取消された、いずれも帰化者が、麻薬犯罪者であった事である³⁸⁾。これによって、2001年に反共法が廃止されて以降、隣国から越境してくる薬物が共産主義に替る「タイの国家安全保障」を脅かすものの一つになっている事が理解される(パヴィン 2011: 52-54)。実際、麻薬取締りには、かつて共産主義者の制圧担当であった国内治安維持部隊³⁹⁾があたっている。

(2) 親の国籍国との結びつきに関わる事由による国籍取消

「外国人子孫」が、成人後に父⁴⁰⁾の国籍国に継続的5年以上滞在した事で国籍取消となった事例は56名であった⁴¹⁾。父の国籍国などとの結びつきの強さは、何処の国に忠誠を捧げるのかという事にも関わる。これに関して Dahlin と Hironaka、及び Spiro は、「国籍が国への忠誠に関わるものである事ゆえに、重国籍は好ましくないとする伝統的思想がある。冷戦期に、重国籍は国家安全保障の潜在的脅威になるとの思想が強化された。」と論じている(Dahlin and Hironaka 2008:55, Spiro 1997: 4-14)。

そして、タイでは、忠誠という言葉は革命団布告337号の前文に見られるが、実際、親の国籍国との結びつきに関わる事由による国籍取消は、同布告が發布された1972年以降、行われるようになっていく。そのため、タイは重国籍禁止ではないとはいうものの、1972年の同布告發布

以降、国籍が国への忠誠に結びつくという伝統的思想に従って、時の為政者達がそのような国籍取消を実行するようになったものと理解される。すなわち、本考察の結果はDahlinとHironaka、及びSpiroの研究を裏付けるものである。

また、上記の国籍取消事例56名中の45名は2000年から2005年の間に行われたものであるが、これは、国際犯罪やテロの他、タイ深南部3県の分離独立派による騒乱などが発生している状況下で、「タイ政府は重国籍者を問題視しているようである」と論じるPatarinの研究を裏付けるものである(Patarin 2009: 88-92)。国籍取消されたのがタイ深南部3県に居住する重国籍者であったと確認されたわけではない。しかし、この2000年から2005年の間の国籍取消が重国籍者の調査などを行ったタイ政府の成果である事は確かである。但し、特に注目されるのは、そのように毎年続けて行われてきた国籍取消が2006年以降は殆ど見られなくなっている事である。これについては以下5.の節で考察する。

5. 2000年以降の傾向に関する仮説

まず、〈表3：国籍離脱・取消・喪失の件数一覧〉より2000年以降の全体傾向を捉える。それによって以下が明らかになった：

- (i) 2000年から2005年まで続いた「外国人子孫」の国籍取消は2006年以降殆ど見られなくなった(17条)。
- (ii) 21歳以上の「外国人子孫」などの国籍離脱が2006年より増加した(15条)。
- (iii) 外国人との婚姻者の国籍離脱が2000年より増加した(13条)。
- (iv) “法律効果による国籍喪失”は2009年以降減少した(22条)。
- (v) 2009年以降は如何なる国籍取消もみられない。

そして、上記(i)から(v)までの全体傾向と「タイ政府は重国籍者を問題視しているようである」と論じるPatarinの先行研究(Patarin 2009:88-92)、及び以下で論じる“仮説の根拠”を考え合わせると、「2000年以降はタイ政府が重国籍者に自主的な国籍離脱を勧めているのではないか」という仮説が提示される。これは、前節で論じた、2000年から2005年まで連続的に行われた「外国人子孫」の国籍取消が2006年以降殆ど見られなくなっている事に関する仮説であり、上記の全体傾向の(i)と(ii)によって裏付けされる。

上記の“仮説の根拠”は、近年のタイ官報には国籍離脱と“法律効果による国籍喪失”の両方の規定に基づく国籍喪失として記載されているケースが多い事である⁴²⁾。これは“法律効果による国籍喪失”の該当者が自主的に国籍離脱している事を示唆するものである。そして、「外国人子孫」の国籍取消についても同様の事が考えられる。つまり、「外国人子孫」に取消規定を適用すればその者は国籍を取り消された事になるが、その者が申し出れば、自主的な国籍離脱になる。タイ国籍の離脱は“欲するならば”いつでも申請可能であり(15条)、その結果が、上記の(i)と(ii)に表れているものと考えられる。実際、国民登録や出入国管理にコンピュータが行き亘った現在は、政府側が国民の出入国記録と居所を管理する事は困難ではない。そのため、成人後に父の国籍国に継続的5年以上滞在している者に、政府側が自主的な国籍離脱を勧告する事は有り得る。

DahlinとHironaka、及びSpiroも論じているように、重国籍は国家安全保障上の潜在的脅威であるとする思想が強化された冷戦期は既に過去のものである(Dahlin and Hironaka 2008:55, Spiro 1997:4-14)。また、「タイの国家安全保障」の対象も変わってきている。そのため筆者は、犯罪者ではない、ただ、成人後に父の国籍国に継続的5年以上滞在しただけの者を国家権力によって国籍取消とするのではなく、その者に自主的な国籍離脱を促す事が行われているのではないかと、という仮説を提示した。

そして、1913年国籍法制定時に華僑子孫の重国籍の可能性が問題視されなかった事に照らし合わせると、上記の仮説は、為政者側は重国籍になる可能性がある「外国人子孫」の国籍取得を好まないように変化してきているのではないかと疑問を抱かせるものでもある。実際、革命団布告337号が有効であった頃のように、排他的ナショナリズムが非常に強まった時期もあった。しかし、先述のとおり、2000年以降は非永住外国人の子供達などの国籍問題の解決が進められ、2008年国籍法によって政策の促進が図られている(尾田 2016:50-55)。それらの政策や法改正は、「血統主義による国籍者」以外の、タイ生まれの子供達を国民として包摂するためのものである。また、やはり先述のように、文化的同化政策が多面的なものへと変容してきている現況もある。そのため、上記の疑問は否定される事になる。

6. 結論

本研究では、「タイの国家安全保障」に関わる事由で国籍を取消された者の殆どが帰化者であり、「外国人子孫」は1名のみであった事が確認された。これによって、1952年国籍法以来国籍取消規定が存続しているとはいうものの、実態としては、「外国人子孫」が「血統主義による国籍者」と同等に扱われてきている事が明らかになった。そして、そのような同等の扱いには、国民統合を促進するという社会的意味があった。しかし、その一方で、「外国籍からの国籍変更者」は同等に扱われてきたと言え難かった。また、「外国人子孫」が成人後に父の国籍国に継続的5年以上滞在した事などで国籍取消とされてきたが、2009年以降は如何なる国籍取消も行われていない事が明らかになった。

そして、2000年以降に関して、重国籍者には自主的な国籍離脱勧告などが行われてきているのではないかとという仮説が提示され、今後の課題として残された。

【注】

- 1) タイ国籍法の国籍喪失規定は、国籍離脱(又は国籍放棄)、国籍取消(又は国籍剥奪)、“法律効果による国籍喪失”より成る。“法律効果による国籍喪失”は国民立法議会(sapha nitibanyat heng chat)の決定に基づく。
- 2) 国民国家の構成員資格である国籍を複数有する者。
- 3) 「タイの国家安全保障」とは、①治安維持に反する行為(kankrathopkrathuean to khwammankhong)、②国益に反する行為(kankhat to prayot khong rat)、③国家と国民への侮辱行為(kankhat to kiatt khong prathetthai, kanyiatyam to prathet chat)、④国への危険な行為(anpenphai to khwamplotphai khong rat)、⑤国民利益と公衆の幸福・発展に背く行為(kankhat to phonprayot khong chat khwamsukkasem lae khwamchareun heng satharanachon)が無い状態を維持する事であると定義する。本定義は、共産主義活動を行ったとして有罪判決を受け、それを機に1973年に国籍取消になった者の取消事由が上記①②③である事による(タイ国官報仏歴2516年5月29日付第

90号591645頁)。そして、1952年国籍法下にあった1952年から1954年の間に国籍取消になった者達の官報には上記②③に加えて、上記④⑤の記載がある(例えば、タイ国官報仏歴2496年10月28日付第70号68特別3頁)。そのため、上記④⑤も本定義に含まれるものとする。但し、裁判所や内務省が、如何なる行為が上記①～⑤に該当すると判断するのかは時代によって変化する事が考えられる。そして、1952年から1954年の間が1973年と同じ冷戦期であった事から、1952年から1954年の間に国籍取消された者達も、共産主義活動とみなされる行為を行ったものと理解される。

- 4) 外国人とは、タイ国籍を有しない者であると定義する。
- 5) タイ人とは、タイ国籍者であり、タイ国民であると定義する。
- 6) 「外国人子孫」とは、<表1:タイ国籍法の生来的国籍者の変遷>の“生来的なタイ国籍者”の中の、父又は母の血統による国籍者には該当せず、タイ国内で出生した者に該当する人物であると定義する。換言すると、親の血統によらず、タイで出生した事のみによって生来的に国籍を得る事によるタイ人である。また、“生来的なタイ国籍者”とは、出生と共にタイ国籍を得た者である。
- 7) 華僑とは、中国で生まれ、その後タイへ移住した者であると定義する。
- 8) 「外国籍からの国籍変更者」とは、帰化やタイ人との婚姻などによるタイ国籍取得者、及びその未成年の子供でタイ国籍を取得した者であると定義する。
- 9) タイ共産党の主要基盤は、華僑とその子孫達の中国系社会にあった(村嶋2002c:259)。
- 10) 非永住外国人とは外国人登録証を有しない外国人であり、非永住外国人の子供達とは、そのタイ生まれの子供達の事であると定義する。
- 11) 「血統主義による国籍者」とは、<表1:タイ国籍法の生来的国籍者の変遷>における“生来的なタイ国籍者”の中の、父又は母の血統による国籍者であると定義する。
- 12) Patarin は、「重国籍は国家安全保障を脅かす」とする思想払拭のための提言も行っている。
- 13) Patarin は引用元として Dahlin と Hironaka の研究を提示しているが、Dahlin と Hironaka の研究は Spiro の研究に依拠している。Dahlin と Hironaka の研究はナショナル・アイデンティティに関するものであり、Spiro の研究は国際的な人的移動と法の関わりに関するものである。
- 14) タイ文字はタイ王立学士院1999年改定版基準によるアルファベット表記とする。但し、引用文献の著者名は公開論文記載のアルファベット表記に従う。タイ国籍法は本稿末の[法令関係資料]に官報掲載年月日と巻号、及び引用可能なインターネット URL を記載した。
- 15) 出生によってタイ国籍を得た者。
- 16) 1939年にシャムからタイへと国名変更した。
- 17) 保護民の地位を得ると治外法権になる。
- 18) “チャート”はネーションの意味(村嶋1996:190)。
- 19) 国籍は親から子に継承されるとする概念(山本1984:12-16)。父系の血統主義は、国籍は父から子に継承されるとする概念。
- 20) 国内出生者は全て当該国国籍を有するとする概念(山本1984:12-16)。
- 21) 重国籍でも外国人登録証を取得しなければタイ国籍喪失にならず、事後的に外国籍を取得して重国籍になるとタイ国籍喪失になるとする規定より理解される。
- 22) ヴェトナム難民とは、1945年から1946年の間に、フランスの爆撃を逃れてラオスからタイへ流入したヴェトナム血統者であると定義する。
- 23) 危険な活動の温床になるとして、一定人数以上が集まる学校形態での学習を禁止された。
- 24) 親から国籍を継承していても、戦争などの事情で国籍確認をできない者が多々存在した。
- 25) 山間部住民など無国籍者が多数存在する。
- 26) 1952年国籍法16条は、読者の理解を容易にするために(i)～(iv)と箇条書きにしてある。
- 27) kankhatto khwamsangopriaproi lae shinratham andi khong prachachon
- 28) タイ国官報仏歴2516年5月29日付第90号591645頁。
- 29) 1952年国籍法は帰化者の妻子に、1965年国籍法はその未成年の子に国籍取得を認めた。
- 30) 1965年国籍法では5年以上に改変。
- 31) se (๕๘) で始まる姓は華僑とその子孫に多い。
- 32) 当初は、父又は母が、とされていたが後に改変。

- 33) 投資家の子供達など、後日内務大臣裁量で国籍返還された者もいる。
- 34) 革命団布告 337号前文に以下の記載がある：入国管理法に依らず、一時的に又は個別に入国許可された外国人の父又は母を持つ者は、タイ生まれという事で国民になったとしても国への忠誠を欠くと考えられるので、国家安全保障のために、彼等がタイ国籍を保持したり新規取得したりする事を認めないのが適当である。
- 35) 国籍取消後は、再び無国籍者になってタイ国内で収監された事が考えられる。
- 36) 「タイ生まれでタイ籍を持つ林学編集長と邱健社長は有罪判決を受けた」とされている。
- 37) ラッタニヨム政策による布告第1号に記載された。
- 38) タイ国官報仏歴 2545年4月12日付第119号特別 34g 33頁、及び仏歴 2548年12月2日付第122号特別 139g 60頁。
- 39) kong amnuai kanraksa khwammankhong phainai
- 40) 2008年国籍法以降、父又は母の国籍国へと改変。
- 41) 殆どは se (เส) で始まる姓や sing (สิง) という姓であり、華僑子孫や印僑子孫と推測される。
- 42) タイ国官報仏歴 2559年2月25日付第133号 16g 20頁など。

【参考文献】

- Dahlin, Eric. C. and Hironaka, A. (2008) "Citizenship Beyond Borders A Cross - National Study of Dual Citizenship" *Sociological Inquiry*, Vol. 78, No. 1, February 2008, 54-73
- Khachatphai Burutsaphat (1978) *Yuan Oppayop* (ヴェトナム難民), Samnakphim Duangkamon Chamkat, Bangkok
- 村嶋英治 (1989) 「タイ国における中国人のタイ人化」, 岡部達味編『ASEANにおける国民統合と地域統合』日本国際問題研究所: 115-141
- _____ (1996) 「タイにおける民族共同体と民族問題」『思想』, 岩波書店: 187-203
- _____ (1998) 「タイにおける国民国家」『アジアの多文化社会と国民国家』, 人文書院
- _____ (2002a) 「タイにおける華僑・華人問題」『アジア太平洋討究』第4号: 33-47
- _____ (2002b) 「タイ国の立憲革命期における文化とナショナリズム」池端雪浦ほか(編)『岩波講座東南アジア史, 第7巻』, 岩波書店: 241-270
- _____ (2002c) 「タイにおける共産主義運動と中国革命」後藤乾一ほか(編)『岩波講座東南アジア史, 第8巻』, 岩波書店: 259-282
- 尾田裕加里 (2016) 「タイにおける非合法入国者子孫と無国籍者への国籍付与のための政策 —1992年の国籍法改正と2000年以降の出生地主義適用要件緩和を中心に—」『日本女子大学大学院人間社会研究科紀要』第22号
- Phunthip K. Saisoonthorn (2006) "Development of Concepts on Nationality and the Efforts to Reduce Statelessness in Thailand" *Refugee Survey Quarterly* Vol. 25 Issue 3, Oxford, UK.: 40-53
- Patarin Kaochan (2009) "Thai Nationals with Dual nationality Status." M.A. Thesis submitted to the Chulalongkorn University
- パヴィン・チャチャヴァルポンブン (2011) 「長年にわたる危険な生活—タイの安全保障上の課題の現状」『国際共同研究シリーズ6 第2回アジア太平洋安全保障ワークショップ アジア太平洋諸国の安全保障上の課題と国防部門への影響』, 防衛省防衛研究所: 47-57
- Spiro, Peter J. (1997) "Dual Nationality and the Meaning of Citizenship" *Emory Law Review* 46:1412-85
- 高橋勝幸 (2014) 『アジア冷戦に挑んだ平和運動 —タイ共産党の統一戦線活動と大衆参加—』早稲田大学出版部
- 山本敬三 (1984) 『国籍 増補版』, 三省堂

【法令関係資料】

1913年国籍法 官報：仏歴 2456年3月30日付第29号

<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2455/A/279.PDF>
1952年国籍法 官報：仏歴 2495年 2月 12日付第 69号 10
<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2495/A/010/103.PDF>
1953年国籍法 官報：仏歴 2496年 2月 3日付第 70号 10
<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2496/A/010/193.PDF>
1956年国籍法 官報：仏歴 2499年 2月 12日付第 74号 15
<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2500/A/015/431.PDF>
1960年国籍法 官報：仏歴 2503年 2月 1日付第 77号 8
<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2503/A/008/5.PDF>
1965年国籍法 官報：仏歴 2508年 8月 4日付第 82号 62
<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2508/A/062/1.PDF>
1972年革命団布告 337号 官報：仏歴 2515年 12月 13日付第 89号 190
<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2515/A/190/206.PDF>
1992年国籍法 2号 官報：仏歴 2535年 2月 25日付第 109号 13
<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2535/A/013/3.PDF>
1992年国籍法 3号 官報：仏歴 2535年 4月 8日付第 109号 42
<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2535/A/042/94.PDF>
2008年国籍法 官報：仏歴 2551年 2月 27日付第 125号 39k
<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2551/A/039/24.PDF>
2012年国籍法 官報：仏歴 2555年 3月 21日付 129号第 28k
<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2555/A/028/1.PDF>

[その他資料]

国内治安維持部隊 HP <http://www.isoc.go.th/index.php/about-isoc>

*上記の URL は全て 2016年 12月 5日に確認済